

土壌汚染状況調査

Q10

法3条のただし書きの確認により調査猶予をされている土地があります。その場所で 3000 m²以上の土地の形質の変更を計画しています。この場合についても届出は必要ですか？また、土壌汚染状況調査を実施する必要はありますか？

3条調査が猶予されている有害物質使用特定施設が廃止された土地においても、土地の形質の変更を行おうとする場合には都道府県知事へ届け出なければなりません。また、土地の形質の変更に伴って土地の利用方法が変わる場合にはその旨についても都道府県知事へ届け出なければなりません。有害物質使用特定施設が設けられていた工場等の敷地は4条調査の調査命令を発出することができる基準(汚染のおそれの判断基準)に該当します。ただし、3条調査の調査義務が履行される場合には4条の調査命令が出されないことになっています。条文の規定上、4条調査では試料採取等の対象となる特定有害物質の種類が都道府県知事から調査命令の際に指定されるのに対して、3条調査では地歴調査を実施して試料採取等の対象となる特定有害物質の種類を特定するため、4条調査において試料採取等の対象となる特定有害物質の種類が必然的に網羅されることになるからです。

このケースにおいて3条調査となるか4条調査となるかは、土地の形質の変更後の土地の利用方法によって決まります。計画されている土地の形質の変更に伴って、不特定の第三者が出入りできるような土地の利用方法に変わる場合には、法3条ただし書きの確認が取り消され、3条調査の調査義務が生じます。一方、土地の形質の変更後も工場等の不特定の第三者が出入りできない状態が続くのであれば、3条調査も引き続き猶予され、4条調査を実施することになります。この場合、将来、不特定の第三者が出入りできるような土地の利用方法に変わる際に3条調査を実施しなければなりません。